

平成24年度

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業
〔地域再生可能エネルギー熱導入促進事業〕

公募要領

平成24年5月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

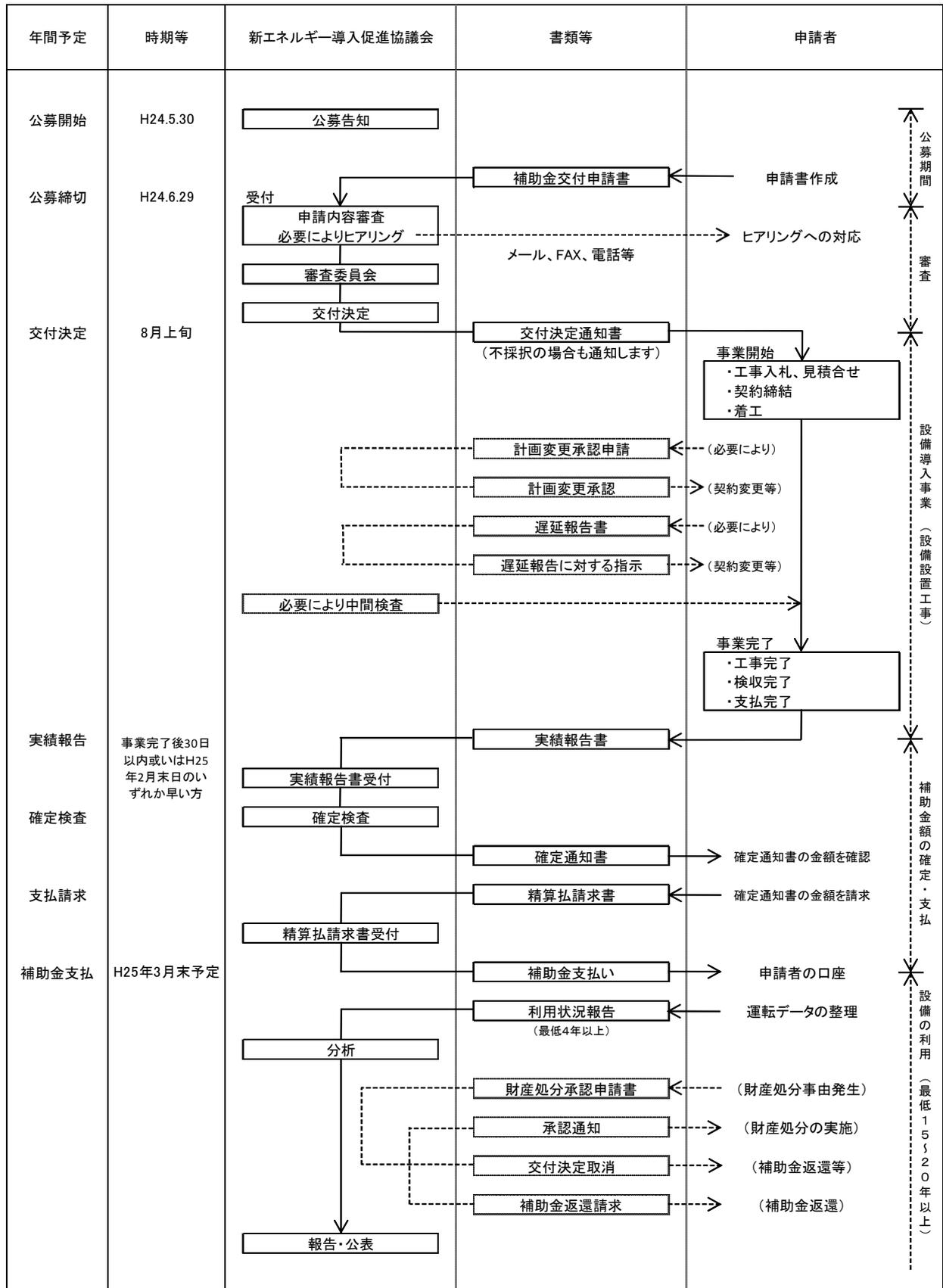
補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当協議会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当協議会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協議会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当協議会として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

手続きの一般的な流れ



公募期間及び書類提出先

1. 公募期間

平成24年5月30日（水） ～ 6月29日（金） 17:00（必着）

2. 書類提出先等

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムーブル・コジマ2F

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会

「地域再生可能エネルギー熱導入促進事業」業務第二グループ

TEL: 03-5979-7788

FAX: 03-3984-8006

9:00 12:00 13:00 17:00

3. 提出方法及び提出期限

持参 又は 簡易書留等による郵送

9:00 12:00 13:00 17:00

提出期限は平成24年6月29日（金） 17:00（必着）

4. 資料の配付

上記問い合わせ先において、関係資料の配付を行っております。

また、協議会のホームページでも、公募要領、各種様式等をダウンロードすることが可能です。

（協議会ホームページ URL : <http://www.nepc.or.jp/>）

目次

1. 事業概要	1
	1
	1
	1
	2
	3
	4
	5
	6
	6
	9
	14
2. 事業スキーム	15
3. 予算	15
4. 実施方法	16
	16
	16
	16
	17
	17
	17
	17
	18
	18
	18
	18
	19
	19
	19
	19
	21
	21
	21

5. 審査	22
	22
	22
	23
6. 提出書類	24
7. 補助金交付申請書類作成時の注意事項	25
8. 関連資料	70
9. 交付規程	77

平成24年度地域再生可能エネルギー熱導入促進事業 申請概要表

	(導入する再生可能エネルギー熱利用の種類を記載)		
	or		
	フリガナ		
	(登記簿名を記載)		
	01 99		
	(申請事業名を記載 例 ○○○太陽熱利用設備設置事業 など)		
	(熱発生量、エネルギー回収率、省エネ率など、導入する設備の規模、性能等について記載)		
	(導入設備の利用方法、利用量(日量、年間)等について記載)		
()		平成	年 月 日
	()		
	or		
普及啓発 事業概要 (目的・内容)	(普及啓発事業の実施目的、内容、スケジュール等を簡潔に記載)		
	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)		
	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)		
	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)		
	(上記の項目の他に、特に優れているポイントが有る場合に記載)		
	(優先要件に該当する場合、離島地域等に該当する場合は、その内容を記載)		

1. 事業概要

1. 1 事業の背景

エネルギー需給構造が脆弱な我が国におけるエネルギー安定供給の確保及びCO₂排出抑制等地球環境対策として、再生可能エネルギーの導入を加速的に促進することが求められています。

そのためには、デモンストレーション効果の高い地方公共団体の再生可能エネルギーの導入施策や、NPO等の民間団体による継続的な非営利活動が果たす役割が大きいと言えます。

1. 2 事業の目的

この事業は、地方公共団体又は特定非営利活動法人等地域密着型の営利を目的としない事業を行う民間団体等（以下「非営利民間団体」という）が実施する再生可能エネルギー熱利用設備導入事業（以下「設備導入事業」という）及び地方公共団体と民間事業者が連携し、地域一体となって取り組む設備導入事業について、その促進を図ることを目的とします。

1. 3 補助対象事業

地方公共団体、又は非営利民間団体が再生可能エネルギー熱利用の導入のための計画に基づき実施する設備導入事業（地方公共団体枠、非営利民間団体枠）及び地方公共団体と民間事業者が連携し、地域一体となって取り組む再生可能エネルギー熱利用の設備導入事業（社会システム枠）を補助対象事業とします。

補助金の交付に当たっては普及啓発事業も併せて実施していただくことが必要です。普及啓発事業の経費は補助対象外となりますが、実施結果を報告していただきます。

(1) 地方公共団体枠

地域の取り組みとしての先進性等がある再生可能エネルギー熱利用の設備導入事業。

補助対象事業は別表に示した交付要件（1. 9）、規模要件（1. 10）を満たすことが必要です。

(2) 非営利民間団体枠

営利を目的とせずに行う再生可能エネルギー熱利用の設備導入事業。補助対象事業は別表に示した交付要件（1. 9）、規模要件（1. 10）を満たすことが必要です。

(3) 社会システム枠

地域一体となって取り組む再生可能エネルギー熱利用設備の設備導入事業。

補助対象事業は別表に示した交付要件（1. 9）、規模要件（1. 10）を満たすことが必要です。

1. 4 補助対象事業者

(1) 地方公共団体枠

地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）、および、地方公共団体が2分の1以上の出資に係る法人※(第3セクター) ※次頁の注2参照

(2) 非営利民間団体枠

特定非営利活動法人、公益法人等の営利を目的としない事業を行う民間団体であり、申請時に以下の要件についての証明書類等を提出できる団体。また、事業の補助対象経費に、国からの他の補助金、交付金等が含まれないことが条件となります。

- ①法人格の取得に必要な諸官庁の認証等を受け、登記等の手続きが完了していること。
- ②事業に必要な自己資金を確保しているほか、資金の調達方法が明確であること。
- ③定款、前年度の収支決算書、申請年度の事業計画書及び収支予算書等を整備していること。
- ④継続的な非営利活動実績又は継続的かつ具体的な非営利活動計画を有していること。
- ⑤具体的な事業実施計画があること。
- ⑥必要な監査を行っていること。

(参考) 補助対象法人の例

- ・ 社団法人、財団法人（民法）
- ・ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）
- ・ 学校法人（私立学校法）
- ・ 社会福祉法人（社会福祉事業法）
- ・ 医療法人（医療法）
- ・ 宗教法人（宗教法人法）
- ・ 更生保護法人（更生保護事業法）
- ・ 労働組合（労働組合法）
- ・ 信用金庫（信用金庫法）
- ・ 協同組合、共済組合（各種組合法）
- ・ 土地改良区（土地改良法）
- ・ 一般社団法人、一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）
- ・ 公益社団法人、公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）
- ・ その他特別法で認められた法人（独立行政法人、国立大学法人等）

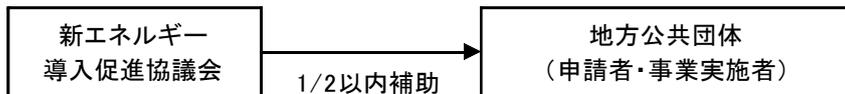
(3) 社会システム枠

地方公共団体と民間事業者が共同で申請してください。なお、共同申請者には、設備導入、普及啓発事業に加え、設備導入後の事業運営全てについての責任を負っていただくこととなります。

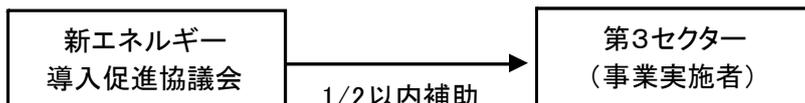
1. 5 補助対象となる事業スキーム

(1) 地方公共団体

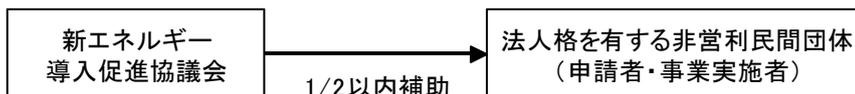
ア. 地方公共団体が行う再生可能エネルギー熱導入事業



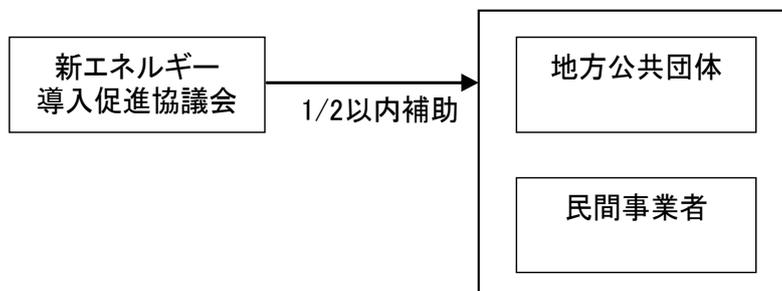
イ. 地方公共団体の出資に係る法人(第3セクター)が行う再生可能エネルギー熱導入事業



(2) 非営利民間団体枠



(3) 社会システム枠



1. 6 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は表1に示すとおりです。

- ・中古品の導入については補助対象外となります。
- ・増設又はリプレースについては、新設の場合と同様補助対象となります。
- ・国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象となります。

その他、詳細については一般社団法人新エネルギー導入促進協議会（以下、「協議会」という。）までお問い合わせ下さい。

表1 補助対象経費の範囲

費目	内容	備考
設計費	再生可能エネルギー熱利用の導入事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【注記】 設計費:機械装置及びシステムの実施設計 システム設計:器材及び機器を特定し、それらを整理、配列して目的にかなう装置体系を創り出す設計作業 実施設計:現寸を伴わない不特定が積算可能な仕様と図面を創り出す設計作業</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査費等は補助対象外とする（システム設計のための地層の熱物性等調査費は補助対象とする）。 ・基本設計費は補助対象外とする。
設備費	再生可能エネルギー熱利用の導入事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む）、据付け、輸送、保管に要する費用。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【注記】 設備費:利用状況報告のために要する運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器(データ取得専用を使用するものに限る。)については、「これらに附帯する設備」に含まれるものとします。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得及び賃借料(リース代)は補助対象外とする。 ・蓄熱層(砂利、砕砂、碎石等)は補助対象外とする。 ・ガスボイラー等の補助熱源は補助対象外とする。
工事費	再生可能エネルギー熱利用の導入事業に不可欠な工事に要する経費。	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋については補助対象外とする（ただし、雪氷熱利用の雪室・氷室は補助対象とする。） ・既設構築物の撤去費は補助対象外とする。 ・基礎工事については、機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事）は補助対象外とする。 ・機械基礎については、必要最低限

		<p>の工事のみを補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱供給配管は給湯器等の熱需要先までとし、ファンコイル等は補助対象外とする。 ・植栽および外構工事は補助対象外とする。 ・地中熱利用での地中熱交換器及び駐車場、道路への融雪用パイプの設置及び工事は補助対象とし、ビニールハウス等を含む屋内暖房用設備の設置及び工事は補助対象外とする。
諸経費	<p>再生可能エネルギー熱利用の導入事業を行うために直接必要なその他経費（工事負担金（水道等）、管理費（申請者の出張旅費、会議費等））。</p> <p>【注記】 管理費：補助対象に係る設備をメーカーに発注した場合に、申請者が当該設備の完成検査を実施する必要最小限の担当者（2名程度）の出張旅費等が対象となります。その他の打合せ旅費等は対象となりません。なお工事請負会社が行う検査出張旅費等は工事費（工事諸経費）の費目とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負会社に支払う一般管理費等（工事諸経費等）は工事費の費目に入れること。 ・協議会や業者との打ち合わせのための旅費は補助対象外とする。 ・振込手数料は補助対象外とする。 ・通信運搬費、消耗品は補助対象外とする。

1. 7 補助率

(1) 補助率について

補助率は、補助対象経費の1/2以内となります。ただし、バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備については、熱供給にかかる設備のみ補助対象とし、その経費の1/2以内とします。

注1：複数年度実施する事業の補助率については、原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。

注2：予算執行上、一件当たりの年間の補助金額に上限を設けることがあります。

(2) 補助金額について

補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。ただし、1件当たりの年間の補助金額の上限額は、原則として10億円とします。

複数年度事業として採択された事業について、次年度以降に支払われる補助金額の上限額は、当該事業が最初に採択された年度における各年度の補助金額の上限額を原則とします。

ただし、予算上やむを得ない場合には減額することがあります。また、事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とし

ます。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合においては、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

単一年度において同一の敷地内で実施する複数の事業の補助金申請がなされた場合は、年間の補助金額の上限についてはそれらを合わせて1件とみなします。

なお、補助金に消費税分は含まれません。

1. 8 事業期間

補助対象期間は原則単年度事業とします。

ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、原則最大4年までを補助対象期間としますが、5. 2 審査項目にご注意ください。

(複数年度事業の注意点)

1. 複数年度実施する事業については、年度毎に補助申請を行い、協議会の採択審査を受ける必要がある。
2. 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了すること（補助金額が0円という年度のある申請は認められない）。
3. 各年度の補助対象経費について、工事契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各費目の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高があること。
4. 各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。また、予算上やむを得ない場合には減額等する場合がある。
5. 複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となる。

1. 9 交付要件

(1) 地方公共団体枠

1. 実施計画書に基づき実施される事業であること。
2. 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
3. 再生可能エネルギー熱導入事業の実施によって、他の地方公共団体等に対する波及効果（汎用性）が認められること。
4. 補助金対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）。
5. 普及啓発事業を実施すること。

第3セクターが行う場合は、上記（1）1. ～（1）5. の他に、次の要件も満たすこと。

6. 申請するにあたって、地方公共団体から当該設備導入事業について承認を受けていること。
7. 地方公共団体と第3セクターが連携した普及啓発事業の実施をすること。
8. 地方公共団体の計画に当該設備導入事業が位置づけられていること。

(2) 非営利民間団体枠

1. 継続的な非営利活動実績があること、または、今後の継続的かつ具体的な非営利活動計画を有していること。
2. 営利を目的とした事業ではないこと。
3. 実施計画書に基づき実施される事業であること。
4. 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
5. 再生可能エネルギー熱導入事業の実施によって、他の民間団体等に対する波及効果（汎用性）が認められること。
6. 補助金対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）。
7. 普及啓発事業を実施すること。

(3) 社会システム枠

1. 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
2. 再生可能エネルギー熱導入事業の実施によって、他の民間団体等に対する波及効果（汎用性）が認められること。
3. 補助金対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）。
4. 地方公共団体と共同申請すること。
5. 地方公共団体と連携した普及啓発事業の実施ができること。
6. 地方公共団体の財政支援等があること。（固定資産税の減免、土地の安価な貸付等）
7. 地方公共団体の計画に当該設備導入事業が位置づけられていること。

なお、離島地域において、バイオマス熱利用を行う場合においては、上記要件のうち、1～5までを要件とします。

※補助対象事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備も含め事業が確実かつ合理的に行われることについて審査します。その他の審査項目は、p8の表2のとおりです。

表2 確実性・合理性に関する再生可能エネルギー熱利用種別毎の基本的な評価項目

- : 必ず評価する項目
- △ : 設備条件等により評価項
- : 通常は評価対象としない項目

1. 10 規模要件

(1) 地方公共団体

下表に掲げる基準以上であること。

1	太陽熱利用	集熱器総面積 10 m ² 以上 省エネ率 10%以上 (空調用途の場合) (集熱器総面積の定義は 1. 11 特記事項参照)
2	温度差エネルギー利用	熱供給能力 6. 28GJ/h(1. 5Gcal/h) 以上 省エネ率 10%以上 又は 総合エネルギー効率 80%以上 温度差エネルギー依存率 40%以上
3	バイオマス熱利用	1. 通常地域 (1) バイオマス利用型製造設備 ①バイオマス依存率：60%以上 ②バイオマス熱利用量 高炉の場合 12. 56GJ/h(3Gcal/h) 以上 セメントキルンの場合 25. 12MJ/t(6, 000kcal/t) 以上 (2) バイオマス熱供給設備 ①バイオマス依存率：60%以上 ②バイオマスから得られ、利用される熱量：0. 8GJ/h(0. 191Gcal/h) 以上 (3) バイオマスコージェネレーション (熱電併給) 設備 ①バイオマス依存率：60%以上 ②発電出力：10 kW以上 ③省エネ率：10%以上 2. 離島地域 (離島振興法等で規定する地域) 規模要件なし、ただしバイオマス依存率 60%以上
4	バイオマス燃料製造	1. 通常地域 (1) メタン発酵方式 ①ガス製造量：300 Nm ³ /日以上 ②発熱量：18. 84MJ/Nm ³ (4, 500kcal/Nm ³) 以上 (2) メタン発酵方式以外 ①バイオマス依存率：60%以上 ②エネルギー回収率：50%以上 ③発熱量：固形化 12. 56MJ/kg(3, 000kcal/kg) 以上 液化 16. 75MJ/kg(4, 000kcal/kg) 以上 ガス化 4. 19MJ/Nm ³ (1, 000kcal/Nm ³) 以上

		<p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）</p> <p>（1）メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模、効率要件なし <p>（2）メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バイオマス依存率：60%以上 ②エネルギー回収率：50%以上
5	雪氷熱利用	冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備に限る。
6	地中熱利用	暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備に限る。なお、ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力又は加熱能力が10kW以上に限る（連結方式によりシステム全体の能力が超えていれば条件を満たしているものとする）。

(2) 非営利民間団体

下表に掲げる基準以上であること。

1	太陽熱利用	規模要件なし 省エネ率 10%以上（空調用途の場合）
2	温度差エネルギー利用	温度差エネルギー依存率 40%以上
3	バイオマス熱利用	1. バイオマス利用型製造設備 規模、効率要件なし 2. バイオマス熱供給設備 バイオマス依存率 60%以上 3. バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備 バイオマス依存率 60%以上
4	バイオマス燃料製造	1. メタン発酵方式 規模、効率要件なし 2. メタン発酵方式以外 ①バイオマス依存率 60%以上 ②エネルギー回収率 50%以上
5	雪氷熱利用	冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備に限る。
6	地中熱利用	暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備に限る。 なお、ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力又は加熱能力が 10kW 以上に限る。（連結方式によりシステム全体の能力が超えていれば条件を満たしているものとする）。

(3) 社会システム枠

下表に掲げる基準以上であること。

1	太陽熱利用	<ul style="list-style-type: none"> ・集熱器総面積10㎡以上 ・省エネ率10%以上（空調用途の場合） <p>（集熱器総面積の定義は1. 1 1 特記事項参照）</p>
2	温度差エネルギー利用	<p>熱供給能力：6. 28GJ/h(1. 5Gcal/h) 以上</p> <p>省エネ率10%以上 又は 総合エネルギー効率80%以上</p> <p>温度差エネルギー依存率 40%以上</p>
3	バイオマス熱利用	<p>1. 通常地域</p> <p>（1）バイオマス利用型製造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス熱利用量： 高炉の場合 12. 56GJ/h(3Gcal/h) 以上 セメントキルンの場合 25. 12MJ/t(6, 000kcal/t) 以上 <p>（2）バイオマス熱供給設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バイオマス依存率：60%以上 ②バイオマスから得られ、利用される熱量：0. 8GJ/h(0. 191Gcal/h) 以上 <p>（3）バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バイオマス依存率：60%以上 ②発電出力：50kW以上 ③省エネ率：10%以上 <p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）</p> <p>（1）バイオマス利用型製造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模、効率要件なし <p>（2）その他の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率：60%以上

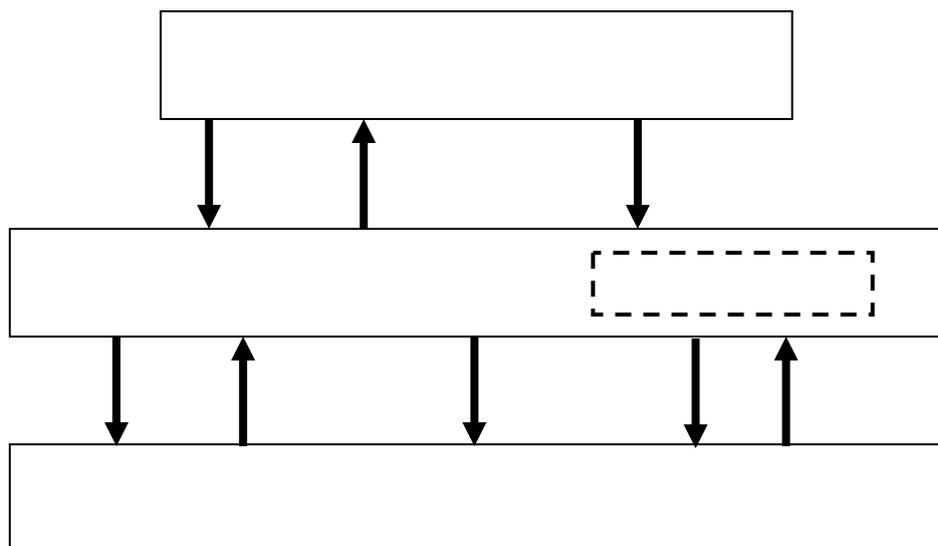
4	バイオマス 燃料製造	<p>1. 通常地域</p> <p>(1) メタン発酵方式</p> <p>①ガス製造量：300 Nm³/日以上</p> <p>②発熱量：18.84MJ/Nm³ (4,500kcal/Nm³)以上</p> <p>(2) メタン発酵方式以外</p> <p>①バイオマス依存率：60%以上</p> <p>②エネルギー回収率：50%以上</p> <p>③発熱量：固形化 12.56MJ/kg(3,000kcal/kg)以上 液 化 16.75MJ/kg(4,000kcal/kg)以上 ガス化 4.19MJ/Nm³(1,000kcal/Nm³)以上</p> <p>2. 離島地域（離島振興法等で規定する地域）</p> <p>(1) メタン発酵方式</p> <p>・規模、効率要件なし</p> <p>(2) メタン発酵方式以外</p> <p>①バイオマス依存率：60%以上</p> <p>②エネルギー回収率：50%以上</p>
5	雪氷熱利用	冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備に限る。
6	地中熱利用	暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備に限る。なお、ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力又は加熱能力が20kW以上に限る。（連結方式によりシステム全体の能力が超えていれば条件を満たしているものとする）。

1. 1 1 特記事項

地方公共団体、非営利民間団体、地方公共団体と民間事業者との連携（社会システム枠）共通

1	太陽熱利用	<ol style="list-style-type: none"> 補助対象となる太陽集熱器は、JISA 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。 集熱器総面積は、JISA 4112 で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、m^2単位の小数切捨てとする。 但し、追尾式の集光型太陽集熱器で、既に国際規格・基準を取得したものについては対象とし、その集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。
2	太陽熱利用(空調) 温度差エネルギー利用 バイオマス熱利用(コージェネレーション) 地中熱利用	<p>省エネ率とは、$\{(A-B) / A\} \times 100$とする</p> <p>A : 従来システム(新エネルギー以外の方法による燃焼エネルギー及び電気エネルギーの合計)の年間1次エネルギー需要量</p> <p>B : 新エネルギー利用等に伴う年間1次エネルギー需要量</p> <p>A-B : 省エネルギー量(従来システムと比較した場合のエネルギー使用削減量)</p>
3	温度差エネルギー利用	<ol style="list-style-type: none"> 温度差エネルギー利用とは、海水、河川水、下水等の水を熱源として、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯・暖房・冷房等の用途に利用する場合を指すもの 総合エネルギー効率とは、$(C / D) \times 100$とする C : 年間熱負荷(供給計画上の年間熱供給量) D : 年間1次エネルギー投入量 温度差エネルギー依存率とは、$(E / F) \times 100$とする E : 温度差エネルギーによる年間エネルギー供給量 F : 年間熱負荷(供給計画上の年間熱供給量)
4	バイオマス共通	<ol style="list-style-type: none"> バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。 本事業に係るバイオマスの原料調達の見通しが、設備稼働後最低15年間あること。 バイオマス依存率は、$[(G \times H) / \{(G \times H) + (I \times J)\}] \times 100$とする G : バイオマス利用量($Nm^3/h$又は$kg/h$) H : バイオマス低位発熱量($MJ/Nm^3$又は$MJ/kg$) I : バイオマス以外の混焼燃料利用量($Nm^3/h$又は$kg/h$) J : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量($MJ/Nm^3$又は$MJ/kg$)
5	バイオマス熱利用	<ol style="list-style-type: none"> 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し熱利用に利用するケースについては、既に事業化が十分に進んでいることから、補助対象外とする。 セメントキルンの場合の、バイオマス熱利用量の$25.12MJ/t$以上とは、製品1tを製造するために必要な熱量のうち、バイオマス焼却熱量を$25.12MJ$以上使用するものをいう。$(25.12MJ=6,000Kcal)$ バイオマス燃料製造設備については、バイオマス熱利用設備と併せて設置される場合は、バイオマス熱利用設備の前処理設備(専用設備に限る)として補助対象とする。 副燃料として石油起源の燃料を常時使用(※)することを前提とするものは対象としない。 ※ 常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、常時使用に該当しない。
6	バイオマス燃料製造	<ol style="list-style-type: none"> 薪、木炭は、伝統的に使用されてきた燃料であること、及び、単純な乾燥、炭化により製造されるものであることから、新規性が認められないため、対象としない。 製造された燃料は、原則として全量が発電又は熱利用等されるものであること。 エネルギー回収率は、$Q / (R + S)$ Q : バイオマス燃料の発熱量(※) R : 原料の発熱量(※) S : 原料をバイオマス燃料として加工するための熱量(※) ※ すべての熱量は原料トン当たり 製造された燃料を他社に供給(販売)する計画の場合は、その過半の供給先(複数の供給先で過半を占める場合は、複数の供給先)との共同申請であること。(製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可)
7	雪氷熱利用	雪氷熱利用とは、雪または氷(冷凍機を用いて生産したものを除く。)を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用することをいう。
8	地中熱利用	地中熱利用とは、昼夜間または季節間の温度変化の小さい地中に存する熱源を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用することをいう。

2. 事業スキーム



3. 予算

(1) 補助金名

(会計) エネルギー対策特別会計

(勘定) エネルギー需給勘定

(項) エネルギー需給構造高度化対策費

(目) 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金

(目細) 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金

(2) 予算額

約40億円(地域再生可能エネルギー熱導入促進事業+再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業)

(3) 対象となる再生可能エネルギー熱利用

太陽熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、地中熱利用

4. 実施方法

事業の実施については、「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金交付規程」（以下「交付規程」という。）による他、以下によることとします。

本事業の申請にあたっては、上記交付規程及び以下をご熟読の上、申請してください。

4. 1 事業の公募について

協議会は、地域再生可能エネルギー熱導入促進事業を実施するに当たり、公募期間、その他交付申請に必要な事項について、協議会のホームページに掲載し公募します。

また、公募開始後、全国9カ所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、高松、広島、福岡、沖縄）にて公募説明会を開催します。

詳しくは、協議会ホームページ（<http://www.nepc.or.jp/>）をご覧ください。なお、公募説明会への出席は申請するための条件ではありません。

4. 2 交付の申請について

申請される団体は、所定の様式を用いて、後掲する記入例に従い、申請書類一式を作成し、正副各1部を協議会に提出してください。

注1：1つの申請書で複数の再生可能エネルギー熱種類の申請を受け付けることはできません。複数の再生可能エネルギー熱種類を申請する場合は、再生可能エネルギー熱種類毎に申請書を作成してください。

注2：代理・代行申請は受け付けておりません。必ず申請者ご自身で申請してください。

4. 3 交付の決定について

協議会は、申請された事業が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。（交付決定及びその他の協議会からの連絡等は、全て「担当者連絡先1」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メール宛に行います。また、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、採択しないことがあります。）

補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に協議会が実施する「確定検査」により決定されるものであり（4. 7）実績報告及び額の確定について（p16参照）、交付決定通知書に記載の額ではないことにご留意下さい。

また、補助金の交付が適当でないと認めるときは、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

なお、補助事業の採否の決定にあたっては、「5. 審査（p19参照）」に基づき審査を行います。

4. 4 補助事業の開始について

補助事業者は、協議会から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注、契約）が可能となります。なお、交付決定前に補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなります。設計、工事などの発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意してください。また、不明な点があれば、必ず協議会の担当者へ相談してください。

- ①発注日、契約日は、協議会の交付決定日以降であること。
- ②原則として競争入札または見積合わせ（3社以上の見積が必要）によって相手先を決定すること。
- ③補助対象外の工事等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注すること。
なお、補助対象外を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。（補助対象内外の判別が出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）
- ④当該年度に実施された設計、機械装置購入、工事等については、当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ⑤複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

4. 5 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に協議会の承認を受ける必要があります。

ただし、補助対象経費の各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、協議会の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則として協議会の承認を受ける必要はありません。

複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ協議会に報告し、協議会の指示に従ってください。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

4. 6 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、設置工事、システムの試運転の完了及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。

注：間接補助事業の場合は、当該地方公共団体から間接補助事業者に対する支出義務額の支出完了をもって補助事業の完了とします。

4. 7 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内あるいは平成25年2月末のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

協議会は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うに当たって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせします。

注：間接補助事業の場合で、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。

4. 8 補助金の支払いについて

補助事業者は、協議会の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

ただし、必要があると認められる場合には、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間中に概算払を受けることができます。

4. 9 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、経済産業大臣が別に定める期間（関連資料1参照）中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ協議会の承認を受ける必要があります。

従って、補助事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

4. 10 間接補助金の交付の際に付すべき条件について

地方公共団体は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、交付規程第23条の規定に基づき条件を付さなければなりません。

4. 11 結果の公表について

協議会は、補助金の交付決定後に、申請件数及び採択件数、補助事業者名、事業名、事業期間、事業概要等を協議会ホームページで公表します。なお、当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

4. 12 利用状況等の報告について

補助事業の適正な管理のため、取得財産等（補助事業により設置した再生可能エネルギー熱利用設備）の利用状況報告を最低4年間行っていただきます。報告内容は、「提出データ 一覧」とおりです。

利用状況報告を提出していただけない場合、その事業者名を公表し、また状況確認のために現地調査を行うことがあります。

計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について調査・報告していただく場合があります。

①利用状況報告の期間、提出時期

- ・利用状況報告のデータの収集期間は、原則として、設備完成後の補助金支払いがあった翌月から最低4年間（最低48カ月間）としますが、個別の状況により延長等する場合があります。

1年目 : 設備等の運転開始から3月末まで

2年目以降 : 4月1日から3月末まで

- ・提出方法については、毎年5月頃に協議会から利用状況報告が必要な事業者に対して、前年度分の利用状況報告依頼を記録様式（EXCEL）と共に電子メール等で送付します。
- ・利用状況報告は、月単位の集計データとなります。
- ・利用状況報告のための計測器の設置経費は補助対象とします。
- ・必要に応じて、その他のデータの提出をお願いする場合があります。

②提出データ一覧

表5 提出データ 一覧

再生可能エネルギー熱利用種別	主な提出データ
太陽熱利用	集熱量、停止時間、(日射量)、(気温)、熱利用単価
温度差エネルギー利用	燃料消費量、電力消費量、熱生産量<温度差エネルギー、他熱源>、温度差エネルギー依存率、省エネ率、総合エネルギー効率、システム稼働時間
バイオマス熱利用	【バイオマス利用型製造設備・熱供給設備】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、バイオマス熱利用量、バイオマス依存率、稼働時間、熱利用単価
	【バイオマスコージェネレーション設備】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、排熱回収量、発電効率、排熱回収率、総合効率、省エネ率、バイオマス依存率、稼働時間、発電単価、熱利用単価
バイオマス燃料製造	【メタン発酵方式】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、バイオガス製造量、バイオガス発熱量、稼働時間、燃料製造単価
	【メタン発酵方式以外】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、バイオマス燃料製造量、バイオマス燃料発熱量、エネルギー回収率、稼働時間、燃料製造単価
雪氷熱利用	雪氷の貯蔵量、冷熱利用量、利用時間、(熱利用単価)
地中熱利用	電力消費量、熱生産量<地中熱、他熱源>、システム稼働時間、熱利用単価

(注) 丸括弧内は必要な計測装置を設置した場合のみ

4. 13 罰則・加算金等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付規程による交付決定の取消及び補助金の返還、加算金の計算及び納付、延滞金の納付。
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4. 14 アンケート調査について

補助事業者は、協議会が事業効果の把握の目的で行うアンケート調査に対し、ご回答頂くこととなります。ご留意下さい。

4. 15 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、協議会が開催するセミナー、シンポジウム、制度改善のためのアンケート調査、公募説明会等のご連絡において、利用させて頂くことがあります。

5. 審査

5. 1 審査方法

協議会は補助金交付申請書に記載された事業内容等について、申請者に対しヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会に諮り、各審査項目により評価を行い、採択案件を選定します。

なお、採択は予算の範囲内かつ後年度負担を考慮した上で行うこととなるため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがあります。

5. 2 審査項目

次の審査項目について評価し、また地域バランス、再生可能エネルギー熱種別のバランス等を踏まえ、総合的に審査します。

- ① 他の地方公共団体、民間団体等に対する波及性（建設単価の安いものを優先します。）
- ② 当該地域のエネルギー・環境対策への貢献
- ③ 地域における取組みとしての先進性

採択の可否に当たり、優劣となる主な審査事項は以下のとおりです。

- ・ 事業期間（短期：優、長期：劣）
- ・ 建設単価（廉価：優、高価：劣）
- ・ 出力等規模（一地点当たりの規模を含む。）（高：優、低：劣）

なお、過去に、交付決定通知後の事業の中止、廃止を行っている場合は不採択となることがあります。

また、

- ① 地方公共団体の申請案件
 - ② 特定非営利活動法人（環境の保全を図る活動、科学技術の振興を図る活動を行う法人のうち、「再生可能エネルギー熱の導入・普及・啓発」事業の実施を目的に掲げているものに限る）の申請案件
 - ③ 経済産業省・文部科学省・農林水産省および環境省の協議に基づく「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業」の認定を受けている申請案件
 - ④ 地方公共団体が「新エネルギー・パートナーシップ構想」に基づいて行う設備導入事業の申請案件
 - ⑤ 経済産業省が公募する「次世代エネルギーパーク」計画の認定を受けている申請案件
- については、上記の審査事項を考慮した上で、優先して採択します。

注1：「新エネルギー・パートナーシップ構想」とは、地方公共団体が他の地方公共団体や民間事業者と連携し、それぞれのメリットを生かし相互に補完的に連携する「新エネルギー・パートナーシップ構想」を策定し、その構想に基づき再生可能エネルギー熱の設備導入を行う事業。（例 地方公共団体が他の地方公共団体が所有する土地を安価で借り受け、当該地において新エネルギー等の設備導入を行う事業 等）

注2：「次世代エネルギーパーク」とは、新エネルギーをはじめとする次世代のエネルギーについて国民の理解の増進を図るため、太陽光発電等の次世代エネルギー設備や体験施設等の整備を進めるプロジェクト。

5. 3 採択しない事例

採択しない事例を、以下に示します。

- ・ 事業を実施する事業者となる団体等の実態がない場合、事業継続の確実性が見込めない場合（休眠団体、直近2期連続で債務超過となっている団体等を含む）。
- ・ 導入設備の性能が実証されていない場合（技術が開発段階、または実証試験中の場合等）
- ・ 事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）がされていない場合
- ・ 事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない、または見込みが示されていない場合
- ・ 設備導入のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・ 事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合（例：基本設計がされていない、容量計算がされていない等）
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合

6. 提出書類

下記の資料をA4ファイルに綴じて、2部（正副各1部）提出して下さい。

(1) 補助金交付申請書 【様式1】

(2) 実施計画書 【様式第2いずれか】を提出して下さい

- ①太陽熱利用 :【様式第2】
 - ②温度差エネルギー利用 :【様式第2】
 - ③バイオマス熱利用 :【様式第2】
 - ④バイオマス燃料製造 :【様式第2】
 - ⑤雪氷熱利用 :【様式第2】
 - ⑥地中熱利用 :【様式第2】
 - ・事業経費の配分 :【別紙3】
 - ・資金調達の予定 :【別紙4】
- ### (3) 実施計画書の添付書類
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体） :【別紙4-1】
 - ・事業実施体制 :【別紙5-1】、【別紙5-2】
 - ・事業実施予定スケジュール :【別紙6】
 - ・省エネルギー・環境改善効果 :【別紙7】
 - ・間接補助事業における地方公共団体の関与について :【別紙8】

(4) その他必要書類

- ・熱利用単価の算定について
- ・団体の定款・登記簿（履歴事項全部証明書の原本）・直近2カ年分の財務諸表・団体概要
※地方公共団体を除く
- ・地形図
- ・現地写真
- ・事業収支計算書
- ・参考見積書等

7. 補助金交付申請書類作成時の注意事項

【様式第1】再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金交付申請書	26
(別紙1) 補助事業に要する経費の配分	
(別紙2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	
【様式第2】実施計画書	
<太陽熱利用>	29
<温度差エネルギー利用>	33
<バイオマス熱利用>	37
<バイオマス燃料製造>	43
<雪氷熱利用>	48
<地中熱利用>	52
(別紙3) 設備導入事業経費の配分	
<太陽熱利用>	56
<温度差エネルギー利用>	57
<バイオマス熱利用>	58
<バイオマス燃料製造>	59
<雪氷熱利用>	60
<地中熱利用>	61
(別紙4) 資金の調達予定	62
(別紙4-1) 補助事業に要する経費及びその調達方法	63
(別紙5-1, 5-2) 事業実施体制	64
(別紙6) 事業実施予定スケジュール	66
(別紙7) 省エネルギー・環境改善効果	67
【追加様式】	
以下の別紙は、該当する場合のみ提出してください。	
(別紙8) 地方公共団体の関与について	69





	0	0	1/2	0
	0			
	0	0		0

()
 ()
 ()

	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

()
()

()

()

/25,000

	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	1	2	3



GJ/h

kl

()
()

()

()

/25,000

/ /

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

/

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

/ /

4	5	6	7	8	9
10	11	12	1	2	3

/

4	5	6	7	8	9
10	11	12	1	2	3

/ /



GJ/h

kl

()
()

()

()

/25,000

1. 11

	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	1	2	3

4	5	6	7	8	9
10	11	12	1	2	3

MW

4	5	6	7	8	9
10	11	12	1	2	3

4	5	6	7	8	9
10	11	12	1	2	3

	4	5	6	7	8	9
kW						
GJ						
	10	11	12	1	2	3
kW						
GJ						

4 1

GJ/h

kl

()
()

()

()

/25,000

M/

M/kg

1. 11

, /

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

, / kg t

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

, / kg t

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

, / kg t

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

kW GJ/h

kl

()
()

()

()

/25,000

3

4	5	6	7	8	9
10	11	12	1	2	3

3

GJ/h

kl



()
()

()

()

/25,000

/

/

4	5	6	7	8	9
10	11	12	1	2	3

4	5	6	7	8	9
10	11	12	1	2	3

/

/

/

	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	1	2	3

4 1

kW GJ/h

kl

						1/2		

						1/2			

						1/2			

						1/2			

						1/2		

導入事業経費の配分

61

						1/2		

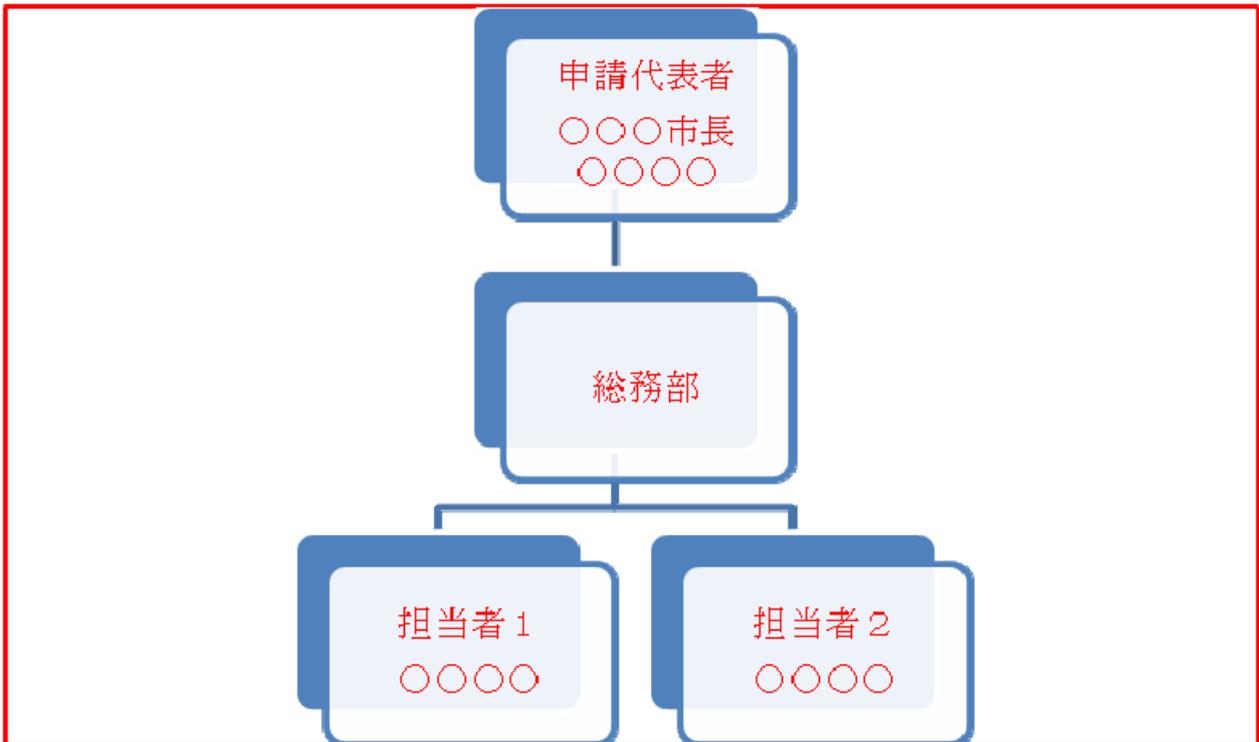
	()							
.								
.								
.								
.								

様式第2(別紙4-1)

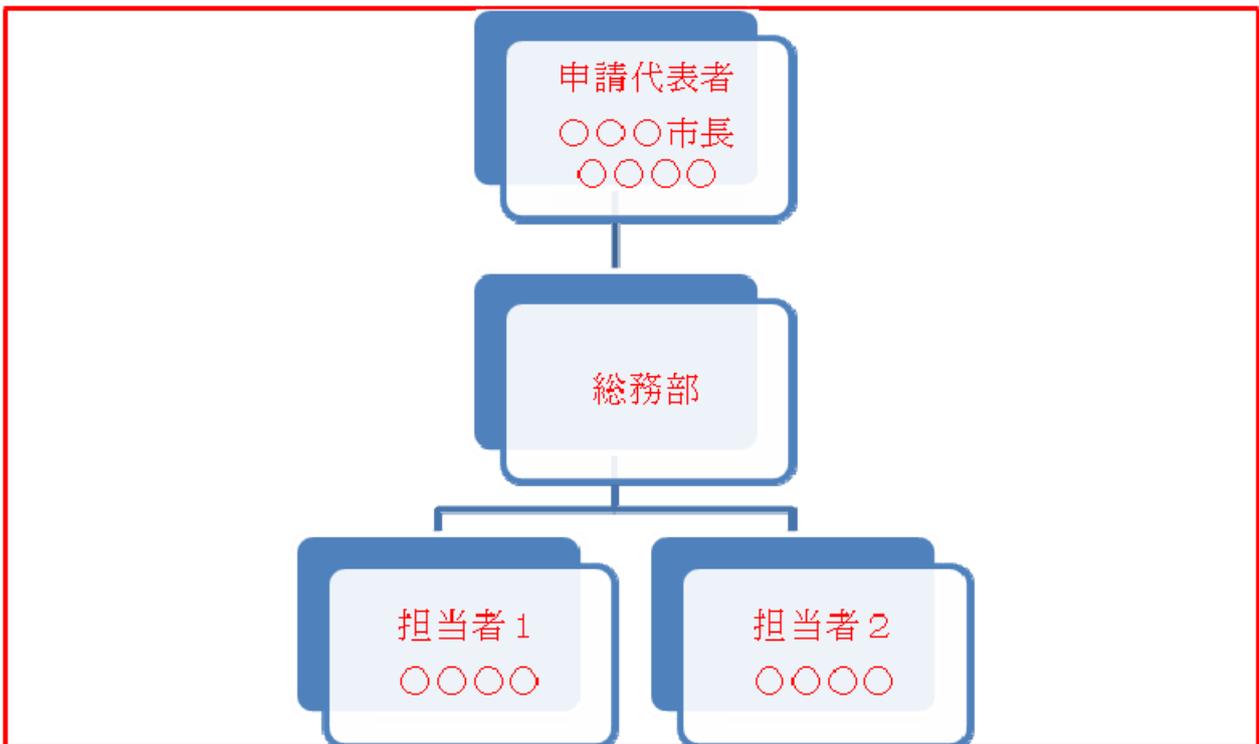
										()		()
				()			1	2				
	0	0	0		0			0		0		
	0	0	0		0			0		0		
	0	0	0		0			0		0		
	0	0	0		0			0		0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

				()		
				0		

()



()

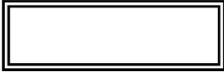


		年間エネルギー消費量			備考 (燃料の種類)
		[固有値]		[原油換算値]	
		(kL、t、MM、千Nm ³ 等)	単位	(kL)	
従来方式	燃料				
	商用電力		kWh		
	計	—			
申請方式	燃料				
	商用電力		kWh		
	計	—			
削減効果	削減量	—			
	削減率	—		%	

0.95kL/kL 1.01kL/kL 1.30kL/t 0.69kL/t
 0.254kL/MWh 0.0258kL/GJ 0.99kL/kL 1.08kL/kL
 1.41kL/t

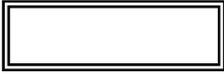
8. 関連資料

【関連資料 1】	財産処分制限期間について	71
【関連資料 2】	熱利用単価（又は発電単価）の算定方法について	72
【関連資料 3】	補助事業における利益等排除について	73
【関連資料 4】	再生可能エネルギー熱利用の導入に関する関係法令の一例	74
【関連資料 5】	提出書類の作成イメージ	75



財産処分制限期間 一覧

太陽熱利用	15年
温度差エネルギー利用	15年
バイオマス熱利用	15年
バイオマス燃料製造	15年
雪氷熱利用	20年
地中熱利用	15年
(出力22kW以下の冷凍機を設置する場合)	13年



CD DMD

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{熱利用単価} \\ \text{(又は発電単価)} \end{array}} = \frac{\text{設置コスト} \times \text{年経費率} + \text{年間燃料費} + \text{年間運転経費} - \text{排熱メリット}}{\text{年間熱利用量(又は年間発電電力量)}}$$



補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。



再生可能エネルギー熱利用の導入に係る関係法令の一例

		太陽熱利用	温度差エネルギー利用	バイオマス発電・熱利用	バイオマス燃料製造	雪氷熱利用	地中熱利用
土地利用の規制関連	都市再生法		○	◎	◎		
	都市計画再生法		○	○			
	土地区画整理法			○			
	農地法						
	農業振興地域の整備に関する法律						
	工場立地法		○	○	◎		
	道路法		▲	▲		▲	
	道路交通法		▲	▲			
	共同溝の整備等に関する特別措置法		▲				
	海岸法		○	○			
環境保全の関連	港湾法		○	○			
	自然公園法						
	森林法						
	砂防法			○			
	地すべり等防止法						
	都市緑地保全法			○			
	文化財保護法						
	鳥獣保護及び狩猟に関する法律			○			
公害防止の関連	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律						
	温泉法						
	大気汚染防止法	○	◎	○	◎		○
	騒音規制法	○	◎	◎	◎		○
	振動規制法		○	◎	◎		◎
	悪臭防止法			◎	◎		
	水質汚濁防止法			◎	◎		◎
	下水道法		○	○			○
	河川法		○	○		▲	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			○	◎		
設備の設置・保安関連	エネルギーの使用の合理化に関する法律		▲			▲	
	電気事業法		▲	▲			
	熱供給事業法		○	○			
	建築基準法	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	建築物における衛生的環境の確保法		▲				
	消防法	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	高圧ガス保安法	▲	▲	▲	▲		▲
	航空法			▲			
	電波法			▲			
	労働安全衛生法	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	大深度地下使用法						○
	工業用水法						○
	ビル用水法						○

(注1) 交付申請の時点で、◎は原則手続き、又は自主の確認・評価を終えているもの。
○は事前説明・内諾を終えているもの。▲は交付決定後に手続きを行うもの。

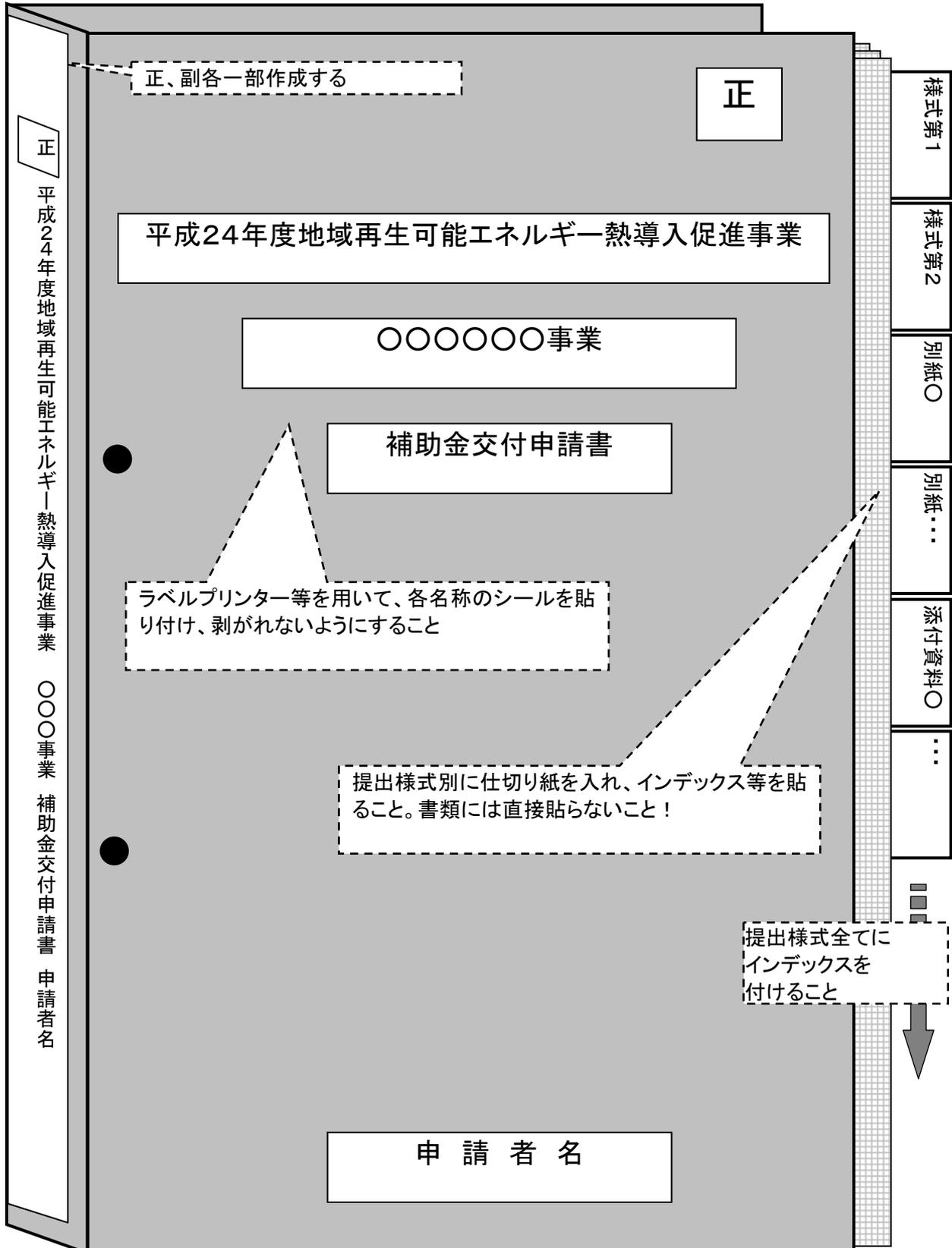
(注2) ここに掲げた関係法令は、あくまで参考として例を掲げたものであり、最終的な確認・判断は、申請者の責任において該当法令を所管する関係機関等に照会の上、行ってください。



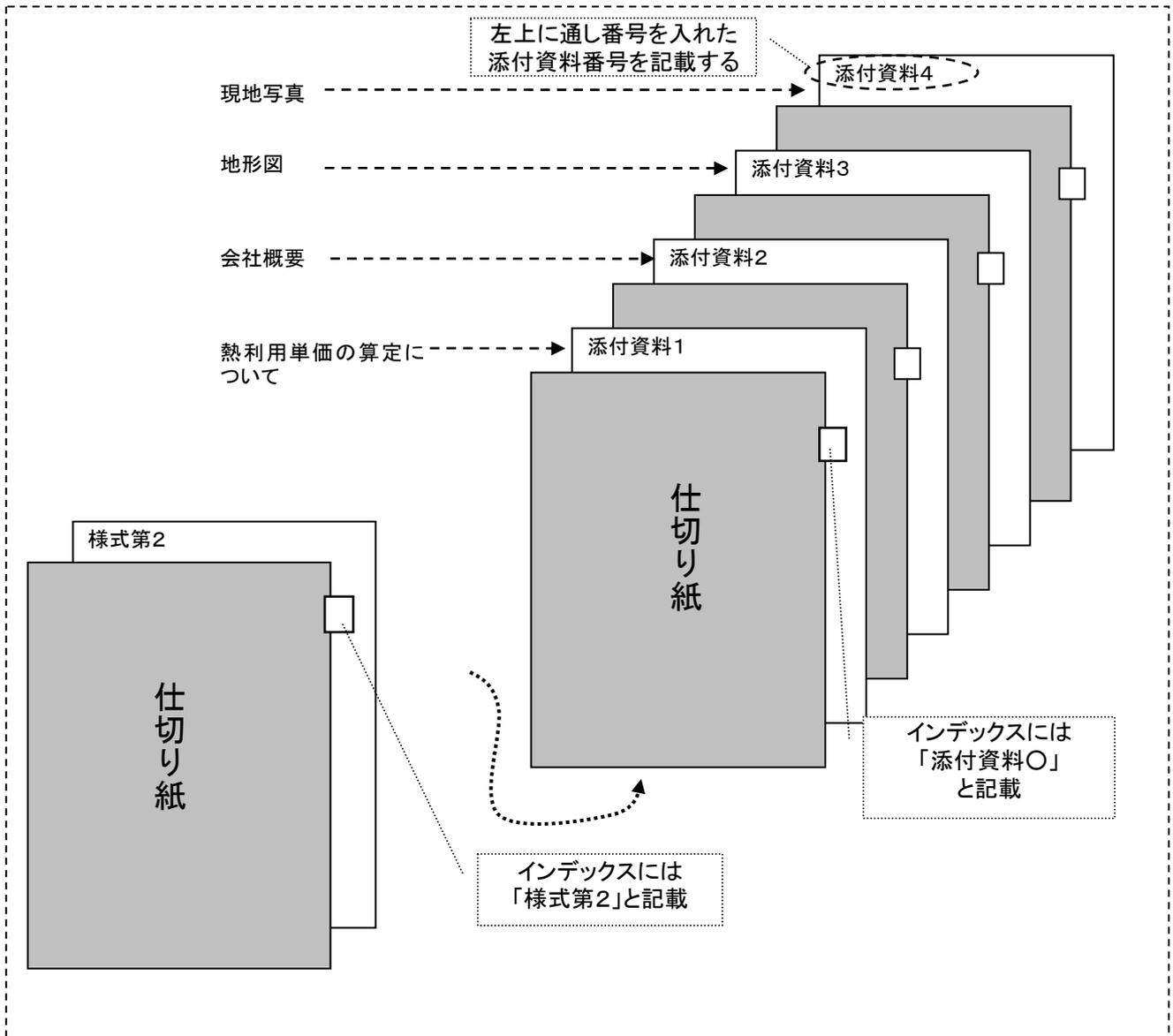
提出書類の作成イメージ

(1) 提出ファイルの綴じ方

注…バインド型(穴なし)のファイルは不可。2穴パンチ穴タイプをご使用ください。



(2) 様式と添付資料の分け方



9. 交付規程

255

179

30

30

()

()

()

()

()

()

()

()

(10)

(11)

(12)

(13)

()

()

()

()

()

()

- ()
- ()
- ()

()

()

()

()
